

令和 3 年 4 月 6 日 開催

第 1 0 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時26分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） それでは、皆さん、おそろいでございますので、第10回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくをお願いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。どうですか。桜の花びらも随分散りまして、花むしろといたしますか、花じゅうたんで、つい先日まで上を見ていたのですけれども、今は下を見るような時期となりました。また、何だか陽気がちょっと1か月ぐらい前の寒さになりました。皆さん、体調にはくれぐれもご注意願いたいと思います。

今日は、ちょっと挨拶の中で、皆さん、ご承知のことと思いますけれども、テレビで、ニュース、また新聞記事でご承知のことと思いますけれども、前橋で豚熱が発生しまして、1万頭の豚を殺処分するというので、今総動員で対処しているようですけれども。その中で、今回、夕方確認されたので、説明会のほうも後手後手になってしまったらしくて、地元の方に説明するのもちょうと遅れたということで、また、住民の方からいろいろ意見、反対の意見、その埋設の場所のことでいろいろもめたようすけれども、なかなかそれだけの数の豚を埋めるとなると広い面積も必要ですし、住宅地だと反対する人もいるのかなとは思うわけですけれども。高崎は、今、養豚農家は何軒ぐらいあるのですかね。飯塚委員、何軒ぐらいあるのですか。

○16番飯塚委員 二十数軒ぐらい。

○会長 二十数軒。

○16番飯塚委員 はい。

○会長 それだけあるそうです。一番多いのは前橋なのですけれども。そういうことで、今回そういうちよっともめごとというか、ありまして。たまたま今回の10回農業委員総会に、それにちよっと関連したような申請議案が出ています。1つ、3条で出ています。農地の取得なのですけれども。そんなことで、今日はよく事務局のほうからもいろいろ説明してもらいますけれども、皆さんで慎重に判断をしていただきたいと思います。

○会長 そういうことで、今日は10回の農業委員会総会ということで、よろしく願い申し上げます、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

よろしくをお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第10回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、全員出席、欠席の方はおりま

せんでした。ということで、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました。この後、議事録署名委員の指名と書記の任命について行います。

それでは、皆様にまず伺います。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号1番、清水静枝委員さん、それに25番、吉田春美委員の両名を指名いたします。なお、書記には事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事のほう進行させていただきます。

それで、議事に入るわけですが、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買でございまして、令和3年2月22日許可、高農委指令第1710号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、契約内容を売買から賃貸借に変更するためとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、取消し後の5条許可申請が提出されておりました、議案書21ページ、議案第5号ナンバー25が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借でございまして、平成27年3月23日許可、高農委指令第1603号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、計画者が死亡し、建築計画がなくなったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願は、2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 取消願についての説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

これと異議ないでしょうか。なければ、承認してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和47年9月18日許可、群馬県指令西農第3004号でございました。変更の理由につきましては、建築の計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書25ページ、議案第5号ナンバー40が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

これも異議がなければ承認してよいか伺います。承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年5月23日から令和6年5月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書18ページ、議案第5号ナンバー10が関連案件でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、後継人として申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 取下げでお願いいたします。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 説明の前に訂正をお願いいたします。譲受人の経営状況欄、自作地23アールとございますが、こちらは小作地の間違いでございまして、「自作地0(a)」、「小作地23(a)」と訂正をお願いいたします。

契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、申請地の地目が山林とございますが、こちらは農地台帳に登録のある農地として、現況も農地でございました。

10番 契約内容は売買、保育事業所の子供の健全育成を図るため申請地を作業農地として買い受けたいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

12番 説明の前に訂正をお願いいたします。譲受人の申請の理由欄ですけれども、「養豚業を営んでおり申請地を買い受けて牧草を栽培したい」となっておりますが、養豚業を営んでおり申請地を買い受けて経営規模を拡大したい」に訂正をお願いいたします。ホワイトボードのほうに記載をさせていただいておりますけれども、少し字が薄いため見づらいと思います。「牧草を栽培したい」を「経営規模を拡大したい」に訂正をお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は売買、養豚業を営んでおり申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

16番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を母より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

17番 説明の前に訂正をお願いいたします。申請の理由欄の一時転用の設定期間になりますけれども、こちらは先日の北部事前協議の際、営農の状況が思わしくなく、収量も取れていないことから、設定期間を1年と設定させていただいたほうがいいのではないかとということでご意見がございましたので、設定期間のほう、「令和6年4月23日まで」となっておりますけれども、こちらを「令和4年4月23日まで」で訂正をいただければと思います。

それでは、17番の説明に入らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年4月24日から令和4年4月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書16ページ、議案第5号ナンバー1が関連案件でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 3条についての説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたしたいと思います。それで、7番が先ほど取下げということで、7番は今回取下げ、それ以外のものについて審議しましょう。この9番の議案なのですけれども、神奈川県なのだけれども、地元の人、ちょっと説明。これは、知っているかな。箕郷町善地で。この譲受人の、法人だったっけ。法人。

○事務局 そうです。

○会長 農業法人だよ。細かいことを知っている人いますか。何でこんな遠くから、どうやって耕作するのだから、ちょっと説明しないと。

○事務局 よろしいですか。

○会長 はい。

○事務局 今井会長がおっしゃっていた、譲受人は法人なのですけれども、高崎市内はもちろん、群馬県内でも農地はまだ所有しておりませんので、多分地元の農業委員さん、永井委員さんかと思われるのですけれども、承知はしていなくて、多分、群馬県内の農業委員さん、誰もこの譲受人は知らないのかなというところ。申請書を見ると、地元、相模原の農地で23アールの農地を耕作していて、今回譲渡人から大きな面積、1万7,000平米ですか、ここを改めて買い受けて、農地所有

適格法人として耕作していきたいといった申請になっております。

○会長 だから、神奈川のほうで23アールかやっているのが。

○事務局 かなりちっちゃい。

○17番加藤委員 すみません。

○会長 知っている。

○17番加藤委員 いや、知らない。17番、加藤ですけれども、営農計画みたいなのは別に出していないんだ。こういうのをやりますよというのを。

○事務局 申請書でどういった作物をやるのかというのをいただいております、ちょうど数字上では23アールというような形なのですけれども、実際まだ契約までに至っていない畑が4反近くあるということで、そちらも、もう既に借りる手続を進めている最中ということでして、メインは梅とハウレンソウを栽培されるということで、この善地は、今は地目は山林となっているのですけれども、そこが実際梅がもう既に植わっている状態です、そちらを有効活用させながら経営していきたいという意向が強いということでして。その梅自体も、相模原市でもう既に栽培をしていて、出荷ですとか、そういった実績もあること。また、譲受法人の構成員の中に高崎市出身の方がおり、その方を中心として必要な人員を配置する計画であることから、営農については特に問題なく行われると判断させていただいております。

○会長 きちんと耕作されて営農してくれればいいのだけれども。目的が、違うような目的に使われると困るので、ちょっとそれが心配かなとは思っているのだけれども。

では、またこの先、経緯を確認してもらってあれか、ちゃんとやるなら。

○事務局 法人の場合ですと、年に1回報告というので上げてもらうようにはなっているので、事務局としても、その辺りはしっかり確認させていただきます。

○会長 そう。きちんと確認のほうお願いします。

○事務局 はい。

○会長 それで、先ほどこのナンバー12、これが先ほど事務局から説明があった昨年ちょっと豚熱が発生しまして、埋却したということで。もし、今度、あのワクチンを打っても、免疫抗体ができない子豚がいるらしいのです。それで、またこのような大量発生ということで。飯塚委員さん、そういうことですね。

○16番飯塚委員 そうですね。ワクチンを打てば100%安全ではなく、個体差もありますので、どうしてもしっかりと免疫、親もそうですし、子豚もそうなのですけれども、抗体を上げられる豚となかなかそうではない豚って。そこがちょっとやっぱりリスクは承知でしょうね。

○会長 昨年は、そんなことが起きたので、予防ということで市のほうからも、市長さんが、ぜひとも、防護柵とか防護網しなさいということで皆さんが設置したのですけれども。

それで、その周りには住宅地とかそれ、また今、今回、前橋でちょっとそんなような地元の人が

最初反対したとか、そういうのがありますので、そういうことのないように、事務局でちょっとよく確認してもらいたいだけでも。

○事務局 今回取得する農地につきましては、この譲受人の経営している養豚場の近くの農地になりまして、ここは、もう榛名の中室田という地区で一番人家がある北のほうの北限というのですか、譲受人のお宅しかないとか、ぐらいしかないというような場所でもあるので、その辺については問題がないのかなとこちらでは認識をしております。

○会長 では、地元の石井委員、ちょっと説明してくれる。

○19番石井委員 19番、石井です。この譲受人のところなのですけれども、大変なことになってしまったということで、現地のほうも見たのですけれども、突貫工事で大変だったのです。物すごい、もう夜中でも何でもずっと穴を掘って。ただ、今、飯塚主任主事が言ったとおり、一番上なのです。そこで穴を掘って埋めて、どういう形でというのはよく分からないのだけれども、保健所の人たちがやってくれたので。何メートル掘ったというのはよく分からないけれども、かなり深く掘っていった。

○会長 それで、石井委員、今度のこの申請出された取得するところ、この周りには人家だとか。

○19番石井委員 ない。

○会長 一切ない。

○19番石井委員 はい。ありません。飯塚主任主事、ないですものね。

○事務局 はい。

○19番石井委員 ほとんど、もうそこは人家がないのです。下のほうへ来ると何軒か。

○会長 これは、埋却場というのは、農地以外の山林とかそういうのは駄目なのか。

○事務局 可能です。

○会長 可能だよ。

○事務局 はい。実際、去年9月農地だけではなくて、譲受人さんの、既に転用済みの農場の空いているところというのですか、そういったところだったり、山林のほうも、埋却用地として使っている状況です。飯塚主任主事のほうで説明したのですけれども、昨年9月に農地をその埋却用地として使ってしまったことから、今回この申請地についても取得して、取得する理由としては代替地だったり、あとは農場付近の土地というのですか、迅速に、もし万が一のことが起こってしまった場合にはすぐに対応できるような備えをしておきたいといった理由もあります。

○会長 吉田委員。

○25番吉田委員 吉井にも2軒養豚農家があるのですけれども、やはり埋設地を用意しろということで行政のほうから指導をいただいているので、貸してくれる人でもいればとか、いろいろ探しています。そういうことで、私は許可してやったほうが。許可しないと、こういうものを作らなければ、もう養豚はできないということですので、できれば許可してやって、やりたいと思います。私も、

七、八年前養豚やめたのですけれども、40年ちょっと養豚やっていたのです。勤めしながらなのですけれども、やっていたのですけれども、やはりそれだけの余裕の土地がないと。今回1万頭という、親豚が1,000頭埋めなくてはならない。1,000頭いると、大体150キロから200キロ親豚があるので。親豚だけでも2トン車に100台ありますから、子豚で、これ、リフトだとか、そういうのを入ると、やはり2トン車に400台ぐらいの。よく、こういう米なんか入れる1トンのフレコンで、400から500のフレコンをいけなければならないということで、これは大変なことだったのです。普通の一般の家族経営の農家は、100頭から200頭親豚を飼っていますので、大体1,000頭から2,000頭飼っている家が多いのですけれども。この人は赤城南面から違うところも、農場を昔から持っている人なのですけれども、こういうように多い人は、やはり今回も亡くなってから5キロぐらい離れたところに、そういう埋設地があるということで。その途中にも養豚農家がありますから、運ぶ途中で移ると困るとか、いろいろそういう問題があるので、できれば近くでしてやってやったらいいのではないかというふうに思います。

○会長 今回の、この方みたいに人家のないちょっと山のほうで飼っていてあれなのですけれども。吉田委員ではないけれども、吉井だとか、そういうちょっと平坦地で周りに住宅地だ、人家があるところの人は、こういういざというときに、そういう土地を確保……確保していても、周りから反対されるとか、そういうことが必ず出てくると思うので、そういうことも加味しながら、これからどういうふうに、もし。だんだん、こういう申請も出てくると思うので、それも考えて事務局といろいろ考えたり、あと県のほうにも私もちょっと相談して、どういうふうな取組というか、申請理由だとか、そういうのを。住民の人に前もって説明して、こういう取得すれば、反対受けるのもあるかもしれないし。これは、ちょっと難しい問題なので。

○19番石井委員 すみません。

○会長 はい。

○19番石井委員 19番、石井です。今の話なのですけれども、この方は、せがれさんが今度は後継者で入るということで入ったのです。それで、その矢先に豚熱が入ってしまったという。だから、今のところまだやる気になっていますよね、お父さんも、本人も。それで、せがれさんに継いでやりたいという形で頑張っています。ただ、このブタ熱、1年だか、2年だか分かりませんが、保健所の許可が出れば、豚も入れてどんどん、どんどんやりたいという、本人に行き会って話は聞きました。

以上です。

○会長職務代理者（塚越 勤） だから、用意しておくというだけで。埋設を許可するわけに、農業委員会が許可するみたいで。埋めるときは、やっぱり保健所で許可を得なければ。ここは埋設を許可しますとって農業委員会に通すわけではないから。ただ用意しておくというだけのもので。

○事務局 そうですね。職務代理の質問があった事項なのですけれども、以前は家畜伝染病に基づく埋却を個人で行う場合、農地に行く場合、農業委員会の許可がなければ、それができなかったのです。でも、そんなことをしていたら、どんどん、どんどん感染が広がってしまうので、その蔓延防止という意味から、法律を直して、最近、令和2年の4月から農地に埋却を行う場合は、転用許可が不要となっております。

○会長 今日時点はこのぐらいで、またいろいろ県のほうと相談しながらやっていきたいと思います。

みんなのほうから、何も意見聞かなかったな。

ほかにどうですか。ほかの議案は。よろしいでしょうか。

そうすれば、異議がなければ許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ちょっと時間を取ってしまって申し訳なかったです。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地535.67平米と一体利用の申請でございます。

2番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地697.52平米と一体利用の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 土壌が悪く作付ができないため客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年4月22日から令和6年4

月21日までの3年間の申請でございます。

8番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますして、転用期間が令和3年5月22日から令和6年5月21日までの3年間の申請でございます。

9番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございますして、転用済みの畑274平米、宅地96.92平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、9件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

先ほどの地目で山林というのが出てきて、現況は農地台帳には農地というのだけれども、この地目は何、法務局のは山林と出ている。どうなのだい、これは。

○事務局 はい。おっしゃるとおり、法務局のほうの公簿が山林になっている状況です。想定できるのが、その当時、桑園ですか、桑畑でどンドン山に植えていって、本来であれば、それは農地として使うので地目変更登記、山林から農地に地目変更登記をしなければならぬのですけれども、そういうことをする人もあまりいないかと思うので、現況は農地で使用しているので、農地台帳のほうに登載されているのだけれども、登記地目は山林となってしまうというのが大多数なのかなと思います。

○会長 時々こういうのが出てくることがあるので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

どうですか、皆さんからご質問等なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらにつきましては、3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂

正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和6年4月23日」を「令和4年4月23日」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

1番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和3年4月24日から令和4年4月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、ナンバー17が関連案件でございます。

なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

譲受法人は、建設業を営む市内の法人でございますが、代表取締役が所有する農地で営農型太陽光発電を行いたいということで、平成29年に許可を受けました。昨年度1回目の更新時期となりましたが、営農状況が芳しくないところから3年間ではなく、期間を1年として更新となった案件でございます。今回、1年間の一時転用期間が満了となるため、更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。図面左上にございます丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。高浜人権プラザから北西に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央やや左上の丸に斜線で示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては、農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを右上にし、開いて御覧ください。図面中央117-2が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東側が公衆用道路、西が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左下にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.81平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は48.9キロワットでございます。また、太陽光パネルとパネルの間に印がついている箇所がフキを作付する箇所となっております。また、図面には印がございませんが、パネルの下にも作付する予定と申請人より伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.2メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2メートル

間隔で設置されております。

1枚おめくりください。資料の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左にして御覧いただければと思います。こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキを作付する予定でございます。

次のページを御覧いただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。1年目から3年目まで作付予定作物はフキでございます。圃場には既にフキが作付されておりますので、施肥や除草管理を行っていく計画でございます。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては32年、そのうち本申請地に作付予定のフキにつきましては4年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは陰性植物であるため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が約2.1メートル、最高地上高が約3メートル、間隔も2メートルであることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございますが、こちらは県の農業経営指標を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございますが、昨年は、フキが少し収穫できたものの、一昨年の大雨でフキが流されてしまったため、新規にフキの株を植付けしたものが収穫するまでに至らなかったため、収量は僅かであったとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは、昨年5月と6月に撮影とのことでございますが、少し状況が異なっております。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりましたので、これより調査報告に入るわけですが、今回は第1班の調査になっております。ということで、調査班長の寺崎正親委員の報告をお願いいたします。

○5番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、第1班班長、寺崎正親。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 パネルの下以外にもフキを作付する計画でしたが、現地を見たところ、作付されていないように見受けられました。

回答 パネル下に植えたフキが増え、パネル下以外にも繁茂していくことを期待していますが、

まだ、そこまでフキが成長しておりません。今後も適宜フキを植え付けていきたいと考えています。

質問2 図面では太陽光パネルが4列設置される計画でしたが、現地を見たところ3列しか設置されていませんでした。なぜ3列になったのですか。

回答 当初4列で設置する計画でしたが、実際に設置したところ、3列で必要な枚数が設置できたため3列になっています。

質問3 去年収穫したフキはどこかに出荷しましたか。

回答 収量がそれほど多くなかったので、飲食店に引き取ってもらいました。

質問4 過去に大雨でフキが流されてしまったと伺っていますが、大雨の対策は何かされていますか。

回答 斜面の下に流れてしまった土をロータリーで上に上げるようにしています。今後は、擁壁を置いて土を止めようと考えています。また、ほかから土を入れてもう少し圃場が平らになるようにしたいと考えています。

質問5 現地は、きれいに管理されていて、営農に対する努力が感じられました。今後、どのようなことに気をつけていこうと考えていますか。

回答 これまでの経験を踏まえて根が広がるまではまめに除草を行い、収量が上がるように頑張りたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 寺崎委員から調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問をお受けしたいと思います。

いろいろ質問が出て、回答がこういう理由になっております。それで、先日の北部の事前協議で班長のほうから、今回ちょっと3年は無理なので、1年様子を見てという班長のほうから皆さんにそういう投げかけというか、お話がありまして、皆さんも、北部の委員さんも1年でまた様子見ましょうという事前協議の結果で、今回、事務局のほうも1年ということで先ほど報告がありました。

どうですか、皆さんのほうから何かご意見がありましたら伺います。また来年、ここで1年決まれば、また来年調査に行つて様子を見る。何班に当たるか分かりませんが。

そういうことでよろしいでしょうか、1年更新ということで今回。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 1年更新ということで許可することにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが地元である高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、建築業を営んでいるが高崎方面での仕事が増えているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天車両置場の申請でございます。

5番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地16.07平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和3年5月23日から令和6年5月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案第3号ナンバー1が関連案件でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、農機具置場が不足しているため申請地に農機具格納庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、自動車部品研磨業を営んでいるが事業拡大のため申請地を法人代表の母より借り受けて倉庫として使用したいという倉庫用地の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが義父と同居するため自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、駐車場及び資材置場が不足しているため工場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。転用済みの田115平米と雑種地885平米と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、露天駐車場として借りている土地を返却しなければならないため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

22番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地272.68平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

23番 契約内容は売買、住宅新築予定地に隣接する申請地を買い受けて住宅敷地として使用したいという庭用地の申請でございます。雑種地356平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地275.55平米と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて特別養護老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。転用済みの畑1,074平米、払下げ予定の公道39平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の取消願が関連案件でございます。

26番 契約内容は賃貸借、出店に伴い従業員用の駐車場が必要となるため申請地を借り受けて駐車場用地として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

続きまして、27番から35番ですが、関連する案件ですので、一括でご説明させていただきます。

27番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございます。払下げ予定の水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございます。水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

29番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大

規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

35番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて大規模小売店舗及び飲食店を建築したいという大規模小売店舗の申請でございまして、水路78.73平米と一体利用の計画でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて住宅敷地として使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、転用済みの田84平米、宅地516.91平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備設置を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地66.96平米と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

42番 契約内容は売買、認定こども園を経営しているが職員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

43番 契約内容は賃貸借、売電事業を営んでおり申請地付近の太陽光発電設備の管理補修を行うため申請地を借り受けて露天資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が第1種農地とございますが、第1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、社家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが工場及び倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという工場及び倉庫の申請でございます。宅地1,687.21平米と一体利用の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、住宅建築予定地に隣接する申請地を妻の父より借り受けて庭用地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、転用済みの田321平米と一体利用の計画でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

54番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

55番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

56番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

57番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備設置に伴い電線をつなぐため申請地を借り受けて電柱を設置したいという電柱設置用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案書30ページ、議案第5号、ナンバー58、59が関連案件でございます。

58番 契約内容は賃貸借、隣地で太陽光発電設備の設置工事を行うに当たり、申請地を借り受けて工事車両用の通路として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、議案第5号ナンバー57とナンバー59が関連案件でございます。

59番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきの議案第5号ナンバー57と58が関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては58件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 一括説明が終わりました。

今、一括説明ございましたけれども、事務局からは飯塚主任主事のほうからちょっと説明の中でありました。これから審議に入るのですけれども、ナンバー27から35、あとナンバー59、ここに皆さんの手元に航空写真があると思うのですけれども、これは、いつも面積3,000平米以上は農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになっているのですけれども、現地調査のない、こういう広い面積のはこれから、現地調査すればよく分かるのですけれども、そうでない周りに農地がなくて影響はないって、そういうのは事務局の説明だけになってしまうので、取りあえず皆さんに航空写真でこういうふうになっていますよと見てもらって、それで意見聴取、皆さんにするわけです。今回からそういうふうにしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

それでは、まず初めに、ナンバー27から35までのと、ナンバー59。最初は店舗、その後は、今度は59は太陽光になるのですけれども、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、皆さんに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、そのほかの案件について、許可相当としてよいか伺いますけれども、これと違って異議がなければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、休憩といたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明。今回、ナンバー1とナンバー2があるのですけれども、両方説明していただいてから審議に入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

議案書32ページでございます。非農地証明願が2件提出されましたので、ご審議願います。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、このナンバー1は片岡地域ですので、青木好記委員から報告をお願いします。

○4番青木委員 4番の青木でございます。ナンバー1について現地を確認した結果を報告します。

3月3日に農業委員の寺崎委員と事務局職員と現地で確認してまいりました。現地は、急斜面であり、幾つもの高木が生え、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○会長 青木委員から報告がございました。

続いて、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 現況地目は、記載のとおり、山林並びに原野となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続いて、地域担当委員の報告ですが、ここは、吉井西岩平地域ですので、堀越良和委員から報告をお願いします。

○24番堀越委員 24番、堀越です。ナンバー2について現地を確認した結果を報告します。

2月25日に推進委員の武藤登委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。上から1つ目の農地については斜面であり、土地のほとんどに竹が生えていることを確認しました。2つ目については雑草が生え、面積が9平米と僅少であり、のり面でありました。3つ目については、斜面で竹に囲まれており、雑木などが生い茂っていました。どの土地も、農地として活用するには困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告します。

○会長 ただいま2地域の現地の報告がございました。農地復元にはかなり厳しいという報告を受けました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたしますけれども、何かございますでしょうか。

なければ、異議がないということで証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第1号から第4号まで、では、羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅の自家用車庫、用途指定区分は第1種住居地域、ほか6件、合計7件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか24件、合計25件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、合計2件の18条の通知につきましては書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、2月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の遅れから許可日がずれ込みましたが、令和3年3月18日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。

また、10番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただきました。

4条が8件、5条が63件、合計71件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年3

月22日付で許可証を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告が終わりまして、その他ということで、事務局のほうから何かございますでしょうか。
ないですか。

○事務局 はい。

○会長 それで、この後、この総会が終わったら公害対策委員会を引き続いてやりますので、そのまま残ってください。

皆さんから、これといって質問がなければ、よろしいでしょうか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、第10回農業委員会をこれにて終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時08分 閉会